

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	川口市 個人住民税の課税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、個人住民税の課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税の課税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年3月1日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の課税に関する事務						
②事務の内容 ※	<p>【概要】 地方税法及び川口市税条例に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税(所得)証明書等を発行する。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申告等情報の受理 ② 他自治体等から川口市への調査に対する回答、川口市から他自治体等へ税務調査を実施 ③ 個人住民税の賦課決定及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④ 住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知 ⑤ 個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定、並びにその通知 ⑥ 住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦ 他市課税であることが判明した場合の資料の回送 ⑧ 賦課情報に基づく課税(所得)証明書等の発行 ⑨ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報の提供・照会 						
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
5) 30万人以上							

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当初課税前処理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う機能 2. 当初異動処理機能 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初データを作成する機能 3. 当初課税処理機能 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び納税義務者に税額決定通知書及び納付書を出力する機能 4. 更正処理機能 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する機能 5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行(コンビニ交付システムと連携し、課税証明書をコンビニで発行することを含む。)を行う機能 6. 扶養・専従者管理処理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする機能 7. 統計処理機能 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する機能 8. 年金特別徴収管理機能 eLTAXを経由して年金保険者と連携し、年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (収納管理システム、証明書コンビニ交付システム)</p>

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内用連携システム)
②システムの機能	1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能 2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能 3. バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能 4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能 5. 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (各基幹系業務システム)
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等)
②システムの機能	1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能 ・送信データ作成機能、送受信管理機能 ・庁内システムとの連携機能 2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能 ・文字コード変換処理機能 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能 ・宛名紐付自動作成機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ)

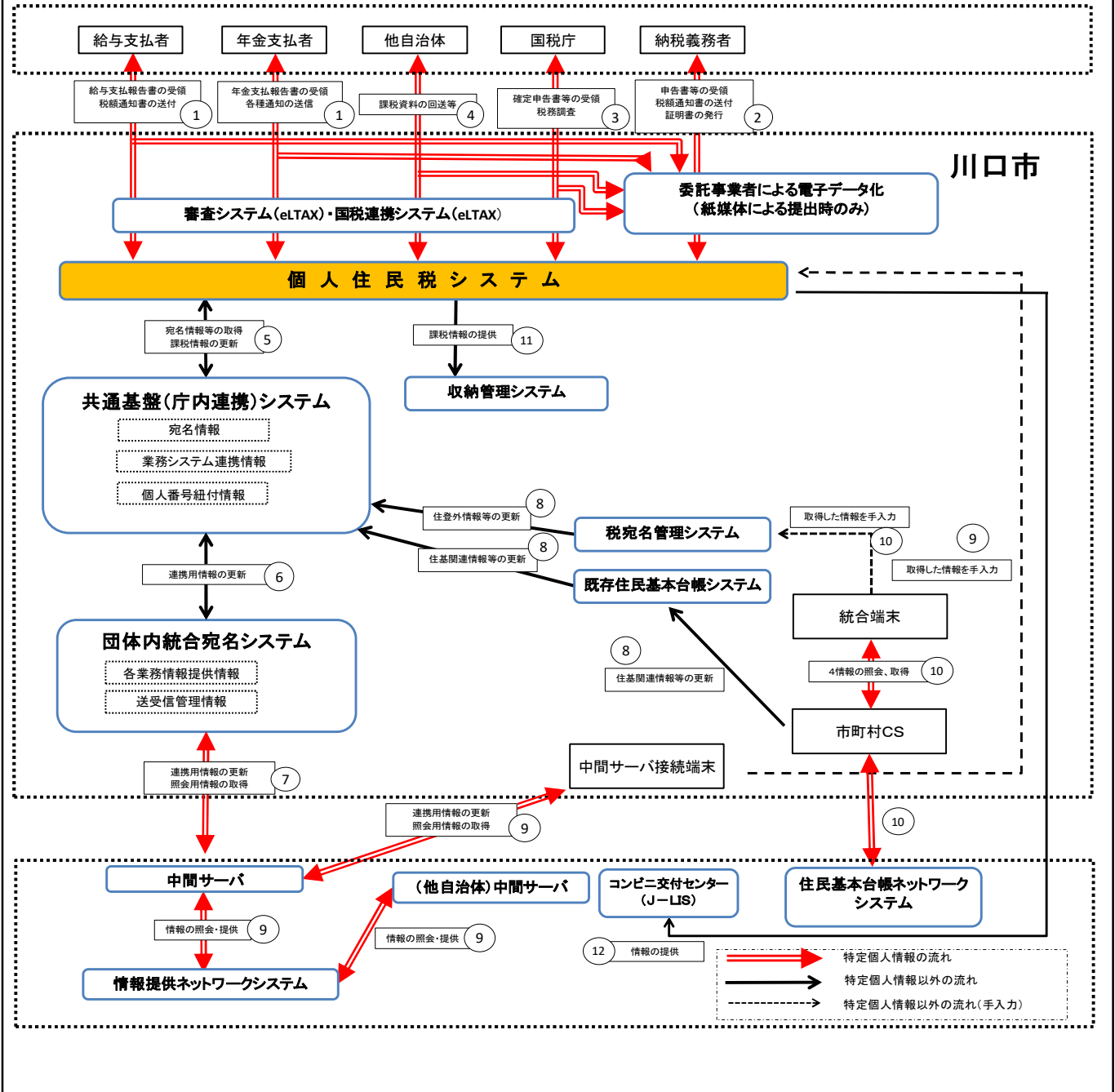
システム7									
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)								
②システムの機能	<p>・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を介して、国税連携システム(eLTAX)に送付される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請情報抽出及び出力機能 所得申告書等のデータを抽出し、個人住民税システムへ取込可能な形式へ出力する機能 団体間連携機能 送付された所得申告書等のデータで、他団体向けであると判明したものを国税連携システムを利用して各団体へ回送する機能 扶養是正情報等送信機能 所得申告書等の扶養申告が住民税課税における調査段階で扶養条件から外れていることが判明した場合に、扶養是正情報等データを国税庁に送付する機能 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム8									
①システムの名称	既存住民基本台帳システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを介し連携する機能 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能 戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する機能 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

システム9

①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 連携機能 個人住民税システムからデータを受信し、課税証明書に記載する情報を更新する機能 2. 証明書発行機能 証明書交付センターからの要求に応答して連携したデータに基づき証明書の作成を行う機能
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人番号を利用して、給与支払報告書等と申告書との名寄せを、より正確かつ効率的に行うことにより、納税義務者に対する課税事務を適正に行うため。
②実現が期待されるメリット	1. 各種所得、納付情報をより正確かつ効率的に名寄せ・突合することができる。 2. 所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」第9条第1項別表第1の16項</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>・番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】</p> <p>・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項)</p> <p>・1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・16・19・20・21・22・22の3・22の4・23・24・24の2・24の3・25・26の3・27・28・31・31の2・31の3・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・43の3・43の4・44・44の2・45・47・49・49の2・50・51・53・54・55・58・59条</p> <p>【別表第2における情報照会】</p> <p>・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めるとされている項)</p> <p>・別表第2(第27の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 理財部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

①給与支払者より給与支払報告書、年金支払者より公的年金等支払報告書を受領し、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むに当たり、紙媒体のものについては、データパンチ委託事業者にて電子データ化する。この電子データには個人番号が含まれる。課税計算後、給与支払者に税額決定通知書を送付する。また、年金支払者には年金特別徴収の依頼や中止判定の通知を電子データにより行う。

②納税義務者より住民税申告書を受領し、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むに当たり、データパンチ委託事業者にて電子データ化する。この電子データには個人番号が含まれる。課税計算後、税額決定通知を納税義務者に対して送付する。また、①で判明した年金特別徴収対象者に対しては、年金特別徴収税額についても通知する。納税義務者等の求めに応じ、課税(所得)証明書を発行するが、この証明書には個人番号は含まれない。

③国税庁(税務署)より、確定申告書、報酬調書を受付し、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むに当たり、紙媒体のものについては、データパンチ委託事業者にて電子データ化する。この電子データには個人番号が含まれる。提供される資料のみでは課税計算が完結しない場合、税務調査を行い資料を受領する。課税計算後、扶養情報は正データ等を国税庁に対し送付する。

④他自治体から、川口市に住民登録がある者に対する給与支払報告書、年金支払報告書及び確定申告書等の情報が、eLTAX(国税連携システム)や郵送によって送付される。川口市から他自治体に対しても、同様に回送処理を行っている(地方税法第294条第3項通知についても同様)。

⑤共通基盤(庁内連携)システムを介し、宛名情報等の取得や課税情報の更新を行う。

⑥共通基盤(庁内連携)システムから宛名システム等へ、連携用の課税情報を更新する。

⑦宛名システム等を介し、中間サーバに対し川口市が管理する連携用の課税情報及び団体内統合宛名番号の更新を行う。

⑧既存住民基本台帳システム及び税宛名管理システムから、住民票関係情報等を取得し、共通基盤システムを介し、個人住民税システムを更新する。

⑨他自治体への個別の個人住民税照会については、中間サーバ接続端末を使用し、他団体から得た情報を個人住民税システムへ手入力を行う(データ連携は行わない)。

⑩統合端末を使用し、他市町村の住民基本台帳関連の情報を取得する。その情報を税宛名管理システムへ手入力を行う(データ連携は行わない)。

⑪個人住民税システムからは、課税情報を収納管理システムへ直接提供する。

⑫コンビニ交付センター(J-LIS)を利用した税証明書のコンビニ交付を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)現在で、川口市内に住所を有する個人及びその扶養親族 ・川口市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で川口市内に住所を有しない者
その必要性	公平・公正な賦課・徴収を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有している。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="radio"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	① 個人番号:納税義務者を正確に特定するため。 ② その他識別情報:納税義務者を正確に特定するため。 ③ 4情報:納税義務者を正確に特定するため。 ④ 連絡先:本人への連絡などに使用するため。 ⑤ その他住民票関係情報:課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。 ⑥ 国税関係情報:個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑦ 地方税関係情報:個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ⑧ 生活保護・社会福祉関係情報:個人住民税の非課税判定のため。 ⑨ 年金関係情報:年金からの特別徴収税額を決定するため。 ⑩ 介護・高齢者福祉関係情報:年金からの特別徴収税額を決定するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉課1課・2課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払者(日本年金機構)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報:賦課期日時点の情報を入手。異動が生じた際は随時。 ・申告等情報:1月から当初賦課決定まで複数回入手。修正があるものについては随時。 ・生活保護情報:1月に入手し、必要に応じて随時。 ・介護保険情報:月1回 ・年金特別徴収情報:対象者情報は5月。特別徴収依頼結果は9月。徴収結果及び停止結果は毎月。 	
④入手に係る妥当性	個人住民税の賦課決定のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、番号法第19条別表第2の第27の項に明示している。	
⑥使用目的 ※	地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づく、公平・公正かつ効率的な個人住民税の賦課事務のため。	
変更の妥当性	-	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター (市民税課以外は証明書の発行のみ)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・申告及び届出等による情報から賦課決定する。 ・生活保護情報等による情報から、非課税者を把握する。 ・特別徴収義務者からの届出書に基づき、特別徴収の中止、変更等を行う。 ・申請に基づき、課税(所得)証明書等を発行する。 	
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課資料情報と住民票関係情報、生活保護情報を突合して非課税者を確認する。 ・賦課資料情報と他市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合して、控除額等を確認する。 	
情報の統計分析 ※	納税義務者数・調定額等の集計処理を行っているが、特定の個人を判別し得る情報の統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	個人住民税額の賦課決定、減免の決定及び却下。	
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件	
委託事項1	税総合システム共通保守業務委託	
①委託内容	税総合システムの運用支援業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)現在で、川口市内に住所を有する個人及びその扶養親族 ・川口市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で川口市内に住所を有しない者	
その妥当性	システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。専門的ノウハウを有する者が管理することにより、計算ミス等による課税ミス等を防止し、正しく動作することを確認する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (庁舎内の入退室管理された電算機室内にて、システムを直接操作する。)	
⑤委託先名の確認方法	川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	定期バージョンアップ媒体の適用、川口市向け機能の再適用作業支援、処理運用スケジュールの作成支援及び処理前の事前検証等の作業支援。

委託事項2		課税資料管理システム保守業務
①委託内容		市税情報(軽自動車税を除く)に係る事務の処理または管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)現在で、川口市内に住所を有する個人及びその扶養親族 ・川口市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で川口市内に住所を有しない者
	その妥当性	システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。専門的ノウハウを有する者が管理することにより、計算ミス等による課税ミス等を防止し、正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁舎内の入退室管理された電算機室内にて、システムを直接操作する。)
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。
⑥委託先名		株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業部
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	市税情報(軽自動車税を除く)に係る事務の処理または管理の一部。
委託事項3		納税通知書・税額通知書の帳票出力・封入封緘業務
①委託内容		納税義務者への各種通知文書・納付書の帳票出力、封入封緘作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	当該年度当初の納税義務者(非課税の給与特別徴収対象者を含む)
	その妥当性	当初賦課決定時は、きわめて大量の印刷・封入を行うため、専門業者への委託により処理を短期間で確実に遂行することができる。

③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。	
⑥委託先名	光ビジネスフォーム株式会社 さいたま営業所	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	封入封緘作業
委託事項4 電算データ入力委託料		
①委託内容	収集した各種申告書及び支払報告書等の情報を電子データとして納品させる。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲の中で、給与支払者・年金支払者および住民から提出される申告等情報が紙ベースで提出された者
	その妥当性	電算処理業務のために、各種申告書の情報を電子データに変換する必要があるため。
③委託先における取扱者数	[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。	
⑥委託先名	日本情報産業株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	データ入力の一部(業務量が増大する時期、感染症発生時の業務継続性確保のため)

委託事項5		税法改正に伴うシステム修正及び当初賦課対応支援業務委託											
①委託内容		個人住民税システムの当初賦課作業運用支援業務及び税法改正に伴うシステム修正を行う。											
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 特定個人情報ファイルの全体</td><td></td></tr> <tr><td>2) 特定個人情報ファイルの一部</td><td></td></tr> </table>	<選択肢>		1) 特定個人情報ファイルの全体		2) 特定個人情報ファイルの一部						
	<選択肢>												
	1) 特定個人情報ファイルの全体												
	2) 特定個人情報ファイルの一部												
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 1万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>2) 1万人以上10万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>3) 10万人以上100万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>4) 100万人以上1,000万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>5) 1,000万人以上</td><td></td></tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満		2) 1万人以上10万人未満		3) 10万人以上100万人未満		4) 100万人以上1,000万人未満		5) 1,000万人以上	
<選択肢>													
1) 1万人未満													
2) 1万人以上10万人未満													
3) 10万人以上100万人未満													
4) 100万人以上1,000万人未満													
5) 1,000万人以上													
対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日(1月1日)現在で、川口市内に住所を有する個人及びその扶養親族 ・川口市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で川口市内に住所を有しない者 												
その妥当性	システムの修正及び運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 専門的ノウハウを有する者が管理することにより、計算ミス等による課税ミス等を防止し、正しく動作することを確認する必要がある。												
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 10人未満</td><td>2) 10人以上50人未満</td></tr> <tr><td>3) 50人以上100人未満</td><td>4) 100人以上500人未満</td></tr> <tr><td>5) 500人以上1,000人未満</td><td>6) 1,000人以上</td></tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上			
<選択肢>													
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満												
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満												
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上												
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁舎内の入退室管理された電算機室内にて、システムを直接操作する。)											
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。											
⑥委託先名		株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業部											
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 再委託する</td><td>2) 再委託しない</td></tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない							
	<選択肢>												
	1) 再委託する	2) 再委託しない											
⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。												
⑨再委託事項	定期バージョンアップ媒体の適用、川口市向け機能の再適用作業支援、処理運用スケジュールの作成支援及び処理前の事前検証等の作業支援。												
委託事項6		課税資料作成等業務委託											
①委託内容		申告書の補記作業等を行う											
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 特定個人情報ファイルの全体</td><td></td></tr> <tr><td>2) 特定個人情報ファイルの一部</td><td></td></tr> </table>	<選択肢>		1) 特定個人情報ファイルの全体		2) 特定個人情報ファイルの一部						
	<選択肢>												
	1) 特定個人情報ファイルの全体												
	2) 特定個人情報ファイルの一部												
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2"><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 1万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>2) 1万人以上10万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>3) 10万人以上100万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>4) 100万人以上1,000万人未満</td><td></td></tr> <tr><td>5) 1,000万人以上</td><td></td></tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満		2) 1万人以上10万人未満		3) 10万人以上100万人未満		4) 100万人以上1,000万人未満		5) 1,000万人以上	
<選択肢>													
1) 1万人未満													
2) 1万人以上10万人未満													
3) 10万人以上100万人未満													
4) 100万人以上1,000万人未満													
5) 1,000万人以上													
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲の中で、給与支払者・年金支払者および住民から提出される申告等情報が紙ベースで提出された者												
その妥当性	電算データ入力委託事前作業として必要な補記作業が必要なため。												

③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="radio"/> 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 (庁舎内の入退室管理された電算機室内にて、システムを直接操作する。)	
⑤委託先名の確認方法	川口市情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。	
⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	申告書の運搬等

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (60) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (20) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会者(別紙Ⅱ-5-1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(別紙Ⅱ-5-1を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙Ⅱ-5-1を参照)
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	別表第1の左欄に掲げる者(別紙Ⅱ-5-2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(別紙Ⅱ-5-2を参照)
②移転先における用途	別表第1の右欄に掲げる事務(別紙Ⅱ-5-2を参照)
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先2		川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務(別紙Ⅱ-5-3を参照)
①法令上の根拠		番号法第9条第2項 川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、第4条
②移転先における用途		条例別表第2及び第3の第2欄に掲げる事務(別紙Ⅱ-5-3を参照)
③移転する情報		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<川口市における措置> 保管場所は生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはID・パスワードの認証が必要。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	[10年以上20年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・地方税法第17条の5により、更正および決定の期間が5年間は可能であると定められているため。 ・地方税法第17条の5により、偽りその他不正の行為により税額を免れ、もしくは還付を受けた場合の更正および決定の期間が7年間は可能であると定められているため。 ・また、年金型生命保険の二重課税に係る還付及び返還金を10年間遡って行っている事例があるため。
③消去方法		<川口市における措置> サーバ上のデータは、システム内で年に1度削除処理を実行する。 紙媒体は、文書管理規定で定められた保存年限を経過したものについて、焼却処分を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考		
-		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

賦課情報

項番	項目名
1	自治体コード
2	個人番号
3	対象年度
4	履歴番号
5	ウケ履歴番号
6	初期登録業務日時
7	更新業務日時
8	更新システム日時
9	更新コンピュータ名
10	更新ユーザID
11	有効フラグ
12	決裁状態
13	旧自治体コード
14	履歴判定
15	徴収区分
16	決議年月日
17	住民税異動区分コード
18	異動年月日
19	住民税整理番号
20	賦課資料区分コード
21	書式区分
22	無職無収入コード
23	均等割区分
24	均等割パターン番号
25	入力区分
26	営業所得額
27	農業所得額
28	その他事業所得額
29	不動産所得額
30	利子所得額
31	配当所得フラグ
32	配当所得額
33	株式配当所得額
34	公募外貨配当所得額
35	公募他配当所得額
36	その他配当所得額
37	所得税配当所得額
38	所得税株式配当所得額
39	所得税公募外貨配当所得額
40	所得税公募他配当所得額
41	所得税その他配当所得額
42	給与所得額
43	主たる給与支払額
44	従たる給与支払額
45	給与支払額内数専従者給与額
46	特定支出控除額
47	雑所得額
48	公的年金支払額
49	年金雑所得額
50	その他雑所得額
51	総合譲渡短期所得額
52	総合譲渡短期差引額
53	総合譲渡長期所得額
54	総合譲渡長期差引額
55	総合譲渡分特別控除額
56	総合譲渡特別設定フラグ
57	総合譲渡逆算フラグ
58	一時所得額
59	一時差引額
60	総合一時所得額
61	短期一般所得額
62	短期一般差引額
63	短期一般特別控除額
64	短期軽減所得額
65	短期軽減差引額
66	短期軽減特別控除額
67	長期一般所得額
68	長期一般差引額
69	長期一般特別控除額
70	長期特定所得額
71	長期特定差引額
72	長期特定特別控除額
73	長期軽減所得額
74	長期軽減差引額
75	長期軽減特別控除額

76	長期特別所得額
77	長期特別差引額
78	長期特別特別控除額
79	土地等雑所得額
80	超短期所得額
81	株式譲渡所得額
82	株式譲渡一般分所得額
83	株式譲渡新規公開分所得額
84	株式譲渡特別控除額
85	商品先物取引所得額
86	山林所得額
87	山林特別控除額
88	退職所得額
89	退職所得控除額
90	退職支払額
91	市町村源泉退職所得割額
92	都道府県源泉退職所得割額
93	勤続年数
94	就職年月日
95	退職年月日
96	総合退職所得額
97	総合退職所得控除額
98	特例適用条文1
99	特例適用条文2
100	特例適用条文3
101	変動所得額
102	前年変動所得額
103	前々年変動所得額
104	臨時所得額
105	平均課税対象金額
106	免税所得額
107	肉用牛売却価格
108	肉用牛免税対象所得額
109	肉用牛免税対象外所得額
110	非課税所得額
111	申告0円所得区分01
112	申告0円所得区分02
113	申告0円所得区分03
114	申告0円所得区分04
115	申告0円所得区分05
116	申告0円所得区分06
117	申告0円所得区分07
118	申告0円所得区分08
119	申告0円所得区分09
120	申告0円所得区分10
121	最高所得区分
122	総所得金額
123	合計所得金額
124	総所得金額等
125	所得税総所得金額
126	所得税合計所得金額
127	所得税総所得金額等
128	総所得損通所得額
129	総合短期損通所得額
130	総合長期損通所得額
131	短期一般損通所得額
132	短期軽減損通所得額
133	長期一般損通所得額
134	長期特定損通所得額
135	長期軽減損通所得額
136	長期特別損通所得額
137	土地等雑損通所得額
138	超短期損通所得額
139	山林損通所得額
140	株式譲渡損通所得額
141	商品先物取引損通所得額
142	退職損通所得額
143	所得税総所得損通所得額
144	所得税総合短期損通所得額
145	所得税総合長期損通所得額
146	所得税短期一般損通所得額
147	所得税短期軽減損通所得額
148	所得税長期一般損通所得額
149	所得税長期特定損通所得額
150	所得税長期軽減損通所得額
151	所得税長期特別損通所得額

152	所得税土地等雑損通所得額
153	所得税超短期損通所得額
154	所得税株式譲渡損通所得額
155	所得税商品先物取引損通所得額
156	所得税山林損通所得額
157	所得税退職損通所得額
158	雑損控除額
159	医療費控除額
160	社会保険料控除額
161	小規模共済控除額
162	生命保険料控除額
163	所得税生命保険料控除額
164	生命保険料支払額
165	個人年金保険料支払額
166	損害保険料控除額
167	所得税損害保険料控除額
168	損害保険料支払額
169	長期損害保険料支払額
170	寄付控除フラグ
171	寄付控除額
172	所得税寄付金控除額
173	合計控除額
174	所得税合計控除額
175	控対象該当コード
176	配偶者区分
177	配特有無区分フラグ
178	配偶者特別控除額
179	所得税配偶者特別控除額
180	配偶者合計所得金額
181	扶養一般該当人数
182	扶養年少該当人数
183	扶養特定該当人数
184	扶養老人該当人数
185	扶養同居老人該当人数
186	扶養特障該当人数
187	扶養同居特障該当人数
188	扶養普障該当人数
189	未成年該当コード
190	老年者該当コード
191	寡婦該当コード
192	障害者該当コード
193	勤労学生該当コード
194	住民税申告区分
195	本専区分
196	配専区分
197	青色専従該当人数
198	白色専従該当人数
199	専従者控除額
200	繰越損失額
201	純損失額
202	譲渡繰越損失額
203	雑損失額
204	特定株式損失額
205	当年純損失額
206	当年譲渡繰越損失額
207	当年雑損失額
208	当年特定株式損失額
209	前純損失額
210	前譲渡繰越損失額
211	前雑損失額
212	前特定株式損失額
213	前々純損失額
214	前々譲渡繰越損失額
215	前々雑損失額
216	前々特定株式損失額
217	所得税総所得課税額
218	所得税短期一般課税額
219	所得税短期軽減課税額
220	所得税長期一般課税額
221	所得税長期特定課税額
222	所得税長期軽減課税額
223	所得税長期特別課税額
224	所得税土地等雑課税額
225	所得税超短期課税額
226	所得税株式課税額
227	所得税商品先物取引課税額

228	所得税山林課税額
229	所得税退職課税額
230	総所得所得税額
231	短期一般所得税額
232	短期軽減所得税額
233	長期一般所得税額
234	長期特定所得税額
235	長期軽減所得税額
236	長期特別所得税額
237	土地等雑所得税額
238	超短期所得税額
239	株式所得税額
240	商品先物取引所得税額
241	山林所得税額
242	退職所得税額
243	所得税配当控除額
244	住宅借入金特別控除額
245	その他特別控除額
246	定率控除前所得税額
247	所得税災害減免額
248	所得税外国税額控除額
249	所得税特別減税額
250	所得税定率控除額
251	定率控除後所得税額
252	所得税額
253	所得税額チャックラフ
254	総所得課税額
255	短期一般課税額
256	短期軽減課税額
257	長期一般課税額
258	長期特定課税額
259	長期軽減課税額
260	長期特別課税額
261	土地等雑課税額
262	超短期課税額
263	株式課税額
264	商品先物取引課税額
265	山林課税額
266	退職課税額
267	市町村総所得所得割額
268	市町村短期一般所得割額
269	市町村短期軽減所得割額
270	市町村長期一般所得割額
271	市町村長期特定所得割額
272	市町村長期軽減所得割額
273	市町村長期特別所得割額
274	市町村土地等雑所得割額
275	市町村超短期所得割額
276	市町村株式所得割額
277	市町村商品先物取引所得割額
278	市町村山林所得割額
279	市町村退職所得割額
280	市町村算出所得割額
281	市町村配当控除額
282	市町村外国税額控除額
283	市町村調整額
284	市町村特別減税額
285	市町村定率控除額
286	市町村免税額
287	市町村所得割額
288	市町村端数切捨所得割額
289	市町村特別減税前所得割額
290	市町村定率控除前所得割額
291	市町村均等割額
292	市町村民税額
293	都道府県総所得所得割額
294	都道府県短期一般所得割額
295	都道府県短期軽減所得割額
296	都道府県長期一般所得割額
297	都道府県長期特定所得割額
298	都道府県長期軽減所得割額
299	都道府県長期特別所得割額
300	都道府県土地等雑所得割額
301	都道府県超短期所得割額
302	都道府県株式所得割額
303	都道府県商品先物取引所得割額
304	都道府県山林所得割額
305	都道府県退職所得割額

306	都道府県算出所得割額
307	都道府県配当控除額
308	都道府県外国税額控除額
309	都道府県調整額
310	都道府県特別減税額
311	都道府県定率控除額
312	都道府県免税額
313	都道府県所得割額
314	都道府県端数切捨所得割額
315	都道府県特別減税前所得割額
316	都道府県定率控除前所得割額
317	都道府県均等割額
318	都道府県民税額
319	課税非課税区分コード
320	所得割非課税ワフ
321	均等割非課税ワフ
322	年税額
323	市町村所得割減免額
324	市町村均等割減免額
325	都道府県所得割減免額
326	都道府県均等割減免額
327	予備金額1
328	予備金額2
329	予備金額3
330	予備金額4
331	予備金額5
332	予備項目1
333	予備項目2
334	予備項目3
335	予備項目4
336	予備項目5
337	退避用履歴判定
338	株式譲渡上場所得額
339	所得税株式譲渡上場所得額
340	所得税株式譲渡所得額
341	株式譲渡ワフ
342	株式譲渡上場損通所得額
343	所得税株式譲渡上場損通所得額
344	株式上場課税額
345	所得税株式上場課税額
346	肉牛軽減課税額
347	市町村株式上場所得割額
348	都道府県株式上場所得割額
349	市町村肉牛軽減所得割額
350	都道府県肉牛軽減所得割額
351	株式上場所得税額
352	肉牛軽減所得税額
353	株式含む合計所得金額
354	先物取引損失額
355	当年先物取引損失額
356	前年先物取引損失額
357	前々先物取引損失額
358	配当割控除額
359	株式譲渡割控除額
360	市町村定率控除後所得割額
361	都道府県定率控除後所得割額
362	控除超過額
363	居住用特定譲渡所得額
364	居住用特定損失額
365	市町村株式譲渡配当割控除額
366	都道府県株式譲渡配当割控除額
367	市町村65歳以上の特例控除額
368	都道府県65歳以上の特例控除額
369	市町村調整控除額
370	都道府県調整控除額
371	市町村控除不足額
372	都道府県控除不足額
373	市町村内充当額
374	都道府県内充当額
375	市町村外充当額
376	都道府県外充当額
377	標準税率市町村総所得
378	標準税率市町村山林
379	標準税率市町村退職
380	標準税率市町村算出所得割
381	標準税率市町村調整額
382	標準税率定率控除前市町村所得割
383	標準税率定率控除後市町村所得割額

384	標準税率市町村65歳以上の特例控除額
385	標準税率市町村所得割
386	標準税率市町村所得割端数切捨
387	標準税率市町村均等割
388	標準税率都道府県総所得
389	標準税率都道府県山林
390	標準税率都道府県退職
391	標準税率都道府県算出所得割
392	標準税率都道府県調整額
393	標準税率定率控除前都道府県所得割
394	標準税率定率控除後都道府県所得割額
395	標準税率都道府県65歳以上の特例控除額
396	標準税率都道府県所得割
397	標準税率都道府県所得割端数切捨
398	標準税率都道府県均等割
399	政党等寄付金特別控除額
400	耐震改修特別控除額
401	住宅借入金特別控除可能額
402	市町村住宅借入金特別控除可能額
403	都道府県住宅借入金特別控除可能額
404	市町村税源移譲減額
405	都道府県税源移譲減額
406	標準税率市町村税源移譲減額
407	標準税率都道府県税源移譲減額
408	国税更正日
409	登録区分
410	寄附金控除自治体分
411	寄附金控除都道府県指定分
412	寄附金控除市町村指定分
413	内私的年金支払額
414	住民税年金種別
415	基礎控除対象ワフ
416	市町村寄附金控除額
417	都道府県寄附金控除額
418	内年金ワフ
419	内特徴ワフ
420	三徴収ワフ
421	居住開始年月日
422	住宅控除区分
423	住宅借入金残高
424	居住開始年月日2
425	住宅控除区分2
426	住宅借入金残高2
427	山林純損失額
428	当年山林純損失額
429	前山林純損失額
430	前々山林純損失額
431	株式配当損失額
432	分離配当所得額
433	分離配当損通所得額
434	所得税分離配当損通所得額
435	投資等税額控除額
436	所得税肉牛軽減課税額
437	所得税分離配当課税額
438	分離配当課税額
439	所得税分離配当所得額
440	市町村分離配当所得割額
441	都道府県分離配当所得割額
442	年金本徴収ワフ
443	年金仮徴収月数
444	年金仮徴収期別税額
445	控除不足反映済額
446	徴収税額特徴分
447	市町村所得割額特徴分
448	市町村均等割額特徴分
449	都道府県所得割額特徴分
450	都道府県均等割額特徴分
451	徴収税額普徴分
452	市町村所得割額普徴分
453	市町村均等割額普徴分
454	都道府県所得割額普徴分
455	都道府県均等割額普徴分
456	徴収税額半額年金分
457	市町村所得割額半額年金分
458	市町村均等割額半額年金分
459	都道府県所得割額半額年金分
460	都道府県均等割額半額年金分
461	徴収税額年金分

462	市町村所得割額年金分
463	市町村均等割額年金分
464	都道府県所得割額年金分
465	都道府県均等割額年金分
466	標準税率徴収税額特徴分
467	標準税率市町村所得割額特徴分
468	標準税率市町村均等割額特徴分
469	標準税率都道府県所得割額特徴分
470	標準税率都道府県均等割額特徴分
471	標準税率徴収税額普徴分
472	標準税率市町村所得割額普徴分
473	標準税率市町村均等割額普徴分
474	標準税率都道府県所得割額普徴分
475	標準税率都道府県均等割額普徴分
476	標準税率徴収税額半額年金分
477	標準税率市町村所得割額半額年金分
478	標準税率市町村均等割額半額年金分
479	標準税率都道府県所得割額半額年金分
480	標準税率都道府県均等割額半額年金分
481	標準税率徴収税額年金分
482	標準税率市町村所得割額年金分
483	標準税率市町村均等割額年金分
484	標準税率都道府県所得割額年金分
485	標準税率都道府県均等割額年金分
486	年金内訳切替ﾌﾗｸﾞ
487	徴収税額変更ﾌﾗｸﾞ
488	特徴内訳保有ﾌﾗｸﾞ
489	編集用予備項目
490	新生命保険料支払額
491	新個人年金保険料支払額
492	介護保険料支払額
493	予備金額6
494	予備金額7
495	予備金額8
496	予備金額9
497	予備金額10
498	予備項目6
499	予備項目7
500	予備項目8
501	予備項目9
502	予備項目10
503	寄附金控除特例分
504	市町村申告特例控除額
505	都道府県申告特例控除額
506	予備金額11
507	予備金額12
508	予備金額13
509	予備金額14
510	予備金額15
511	予備金額16
512	予備金額17
513	予備金額18
514	予備金額19
515	予備金額20
516	予備項目11
517	予備項目12
518	予備項目13
519	予備項目14
520	予備項目15
521	予備項目16
522	予備項目17
523	予備項目18
524	予備項目19
525	予備項目20
526	条約適用利子等所得額
527	条約適用配当等所得額
528	特例適用利子等所得額
529	特例適用配当等所得額
530	条約適用利子等損通所得額
531	条約適用配当等損通所得額
532	特例適用利子等損通所得額
533	特例適用配当等損通所得額
534	条約適用利子等課標額
535	条約適用配当等課標額
536	特例適用利子等課標額
537	特例適用配当等課標額
538	条約適用利子等限度税率
539	条約適用配当等限度税率

540	市町村条約適用利子等所得割額
541	都道府県条約適用利子等所得割額
542	市町村条約適用配当等所得割額
543	都道府県条約適用配当等所得割額
544	市町村特例適用利子等所得割額
545	都道府県特例適用利子等所得割額
546	市町村特例適用配当等所得割額
547	都道府県特例適用配当等所得割額
548	所得税条約適用利子等限度税率
549	所得税条約適用配当等限度税率
550	所得税条約適用利子等損通所得額
551	所得税条約適用配当等損通所得額
552	所得税特例適用利子等損通所得額
553	所得税特例適用配当等損通所得額
554	所得税条約適用利子等課標額
555	所得税条約適用配当等課標額
556	所得税特例適用利子等課標額
557	所得税特例適用配当等課標額
558	条約適用利子等所得税額
559	条約適用配当等所得税額
560	特例適用利子等所得税額
561	特例適用配当等所得税額
562	予備金額21
563	予備金額22
564	予備金額23
565	予備金額24
566	予備金額25
567	予備金額26
568	予備金額27
569	予備金額28
570	予備金額29
571	予備金額30

徴収情報

項番	項目名
1	自治体ｺｰﾄﾞ
2	個人番号
3	対象年度
4	徴収区分
5	通知書番号
6	徴収ﾌﾞﾗﾝｸ内連番
7	徴収ﾌﾞﾗﾝｸ内ﾌﾗｸﾞ連番
8	事業所個人番号
9	履歴番号
10	ﾌﾗｸﾞ履歴番号
11	初期登録業務日時
12	更新業務日時
13	更新ｼｽﾃﾑ日時
14	更新ｺﾝﾋﾞﾅｰｸﾞ名
15	更新ｳｰｻﾞID
16	有効ﾌﾗｸﾞ
17	決裁状態
18	旧自治体ｺｰﾄﾞ
19	履歴判定
20	決議年月日
21	住民税受給者番号
22	普徴事業所番号
23	住民税異動区分ｺｰﾄﾞ
24	住民税異動事由ｺｰﾄﾞ1
25	住民税異動事由ｺｰﾄﾞ2
26	異動年月日
27	還付加算用住民税更正事由
28	法定納期限等
29	変更開始月期
30	徴収済月期
31	併徴普徴変更期
32	併徴普徴徴収済期
33	随時処理ﾌﾗｸﾞ
34	差引課税額
35	既課税額
36	期別06月01期税額
37	賦課年度01
38	納期限01
39	期別07月02期税額
40	賦課年度02
41	納期限02
42	期別08月03期税額

43	賦課年度03
44	納期限03
45	期別09月04期税額
46	賦課年度04
47	納期限04
48	期別10月05期税額
49	賦課年度05
50	納期限05
51	期別11月06期税額
52	賦課年度06
53	納期限06
54	期別12月07期税額
55	賦課年度07
56	納期限07
57	期別01月08期税額
58	賦課年度08
59	納期限08
60	期別02月09期税額
61	賦課年度09
62	納期限09
63	期別03月10期税額
64	賦課年度10
65	納期限10
66	期別04月11期税額
67	賦課年度11
68	納期限11
69	期別05月12期税額
70	賦課年度12
71	納期限12
72	期別13期税額
73	賦課年度13
74	納期限13
75	期別14期税額
76	賦課年度14
77	納期限14
78	期別15期税額
79	賦課年度15
80	納期限15
81	期別16期税額
82	賦課年度16
83	納期限16
84	期別17期税額
85	賦課年度17
86	納期限17
87	期別18期税額
88	賦課年度18
89	納期限18
90	退避用履歴判定
91	収納過年度更正ﾌﾗｸﾞ
92	充当額
93	還付額
94	期別06月01期充当
95	期別07月02期充当
96	期別08月03期充当
97	期別09月04期充当
98	期別10月05期充当
99	期別11月06期充当
100	期別12月07期充当
101	期別01月08期充当
102	期別02月09期充当
103	期別03月10期充当
104	期別04月11期充当
105	期別05月12期充当
106	期別13期充当
107	期別14期充当
108	期別15期充当
109	期別16期充当
110	期別17期充当
111	期別18期充当
112	返戻01期
113	返戻課税年度01
114	返戻納期限01
115	返戻02期
116	返戻課税年度02
117	返戻納期限02
118	返戻03期
119	返戻課税年度03
120	返戻納期限03

121	返戻04期
122	返戻課税年度04
123	返戻納期限04
124	返戻05期
125	返戻課税年度05
126	返戻納期限05
127	差引課税額年金分
128	期別06月01期税額年金分
129	期別07月02期税額年金分
130	期別08月03期税額年金分
131	期別09月04期税額年金分
132	期別10月05期税額年金分
133	徴収税額特徴内訳分
134	市町村所得割額特徴内訳分
135	市町村均等割額特徴内訳分
136	都道府県所得割額特徴内訳分
137	都道府県均等割額特徴内訳分

扶養情報

項番	項目名
1	自治体コード
2	履歴番号
3	サブ履歴番号
4	個人番号
5	対象年度
6	初期登録業務日時
7	更新業務日時
8	更新システム日時
9	更新コンピュータ名
10	更新ユーザID
11	有効フラグ
12	決裁状態
13	旧自治体コード
14	処理状況コード
15	決議フラグ
16	最新判定
17	仮最新判定
18	退避最新判定
19	通番
20	決議用処理年月日
21	決議年月日
22	世帯外区分該当コード
23	扶養者個人番号
24	配偶者個人番号
25	扶養専従区分該当コード
26	扶養区分該当コード
27	障害者区分該当コード
28	同居特障区分該当コード
29	同居老人区分該当コード
30	専従区分該当コード
31	専従申告区分該当コード
32	専従者給与入力フラグ
33	専従者給与所得額
34	合計所得入力フラグ
35	合計所得金額
36	決議起因決議用処理年月日
37	株式含む合計所得金額

宛名情報

項番	項目名
1	自治体コード
2	個人番号
3	履歴番号
4	サブ履歴番号
5	初期登録業務日時
6	更新業務日時
7	更新システム日時
8	更新コンピュータ名
9	更新ユーザID
10	有効フラグ
11	決裁状態
12	旧自治体コード
13	現居住地地区コード
14	使用業務コード
15	同定フラグ
16	住民区分

17	住民日
18	住民届出日
19	住定日
20	実定日
21	個人法人区分
22	法人種別区分
23	共有者フラグ
24	世帯番号
25	世帯主氏名カナ
26	世帯主氏名漢字
27	氏名カナ
28	氏名漢字
29	編集済氏名カナ
30	編集済氏名漢字
31	旧氏名カナ
32	旧氏名漢字
33	検索用氏名カナ
34	検索用氏名漢字
35	検索用旧氏名カナ
36	検索用旧氏名漢字
37	国籍コード
38	現住所郵便番号
39	現住所コード
40	現住所県名付加区分
41	現住所
42	現住所地番
43	現住所方書カナ
44	現住所方書漢字
45	現住所部屋番号
46	現住所前漢字地番数値
47	現住所前漢字地番数値1
48	現住所前漢字地番数値2
49	現住所前漢字地番数値3
50	現住所後漢字地番数値
51	現住所行政区コード
52	現住所自治会コード
53	現住所町内会コード
54	現住所小学校区コード
55	現住所中学校区コード
56	本籍地住所
57	転出先郵便番号
58	転出先住所コード
59	転出先住所
60	転出先地番
61	転出先方書カナ
62	転出先方書漢字
63	転出先部屋番号
64	転出先前漢字地番数値
65	転出先前漢字地番数値1
66	転出先前漢字地番数値2
67	転出先前漢字地番数値3
68	転出先後漢字地番数値
69	転入前住所郵便番号
70	転入前住所コード
71	転入前住所
72	転入前住所地番
73	転入前住所方書カナ
74	転入前住所方書漢字
75	転入前部屋番号
76	宛名郵便番号
77	宛名住所コード
78	宛名県名付加区分
79	宛名住所
80	宛名地番
81	宛名方書カナ
82	宛名方書漢字
83	宛名部屋番号
84	宛名前漢字地番数値
85	宛名前漢字地番数値1
86	宛名前漢字地番数値2
87	宛名前漢字地番数値3
88	宛名後漢字地番数値
89	宛名行政区コード
90	宛名自治会コード
91	宛名町内会コード
92	宛名小学校区コード
93	宛名中学校区コード
94	宛名住所変更フラグ

95	生年月日
96	生年月日不詳フラグ
97	元号フラグ
98	性別区分
99	続柄コード
100	続柄名称漢字
101	外国人通称氏名カナ
102	外国人通称氏名漢字
103	外国人本名カナ
104	外国人本名
105	宛名消除区分
106	亡者フラグ
107	宛名異動事由コード
108	異動日
109	異動届出日
110	宛名増減事由コード
111	増減異動日
112	記載順位
113	混合世帯番号
114	任意世帯番号
115	親事業所コード
116	特徴指定番号
117	共有者人数
118	法人代表者氏名漢字
119	登録資格区分
120	個人履歴番号
121	宛名フリガナ

(別紙Ⅱ-5-1) 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者

No.	情報照会者	法令上の根拠(項番)	提供先における用途 (別表第二の第2欄に掲げる事務)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	8	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事	28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事等	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	71	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	農林漁業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	独立行政法人農業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

56	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
60	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙Ⅱ-5-2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務

No.	移転先	法令上の根拠(項番)	移転先における用途
1	障害福祉課	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	子育て相談課	9	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	生活福祉1課・2課	15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	納税課 国民健康保険課 国保収納課	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	住宅政策課	19	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	国民健康保険課 国保収納課	30	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	住宅政策課	35	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	子ども育成課	37	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	長寿支援課	41	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	子ども育成課	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	障害福祉課	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	障害福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	地域保健センター	49	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	子ども育成課	56	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	高齢者保険事業室	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	生活福祉1課・2課	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	介護保険課	68	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	地域保健センター	76	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	障害福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	子ども育成課 保育入所課	94	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙Ⅱ-5-3) 川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務

No.	移転先	移転先における事務
1	生活福祉1課・2課	法別表第2の26の項第2欄の事務に準ずる事務であって、生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対するもの
2	介護保険課	介護保険法による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって規則で定めるもの
3	障害福祉課	川口市障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4	障害福祉課	川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5	子ども育成課	川口市子ども医療費の支給に関する条例による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6	子ども育成課	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7	地域保健センター	不妊治療費助成金に関する事務であって規則で定めるもの
8	住宅政策課	市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9	指導課 学校保健課	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1. 住民からの入手</p> <p>①住民からの申告等情報入手の際は、申告書に本人の住所・氏名（漢字・カナ）・生年月日を記入してもらう。その際、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤りのないようにする。</p> <p>②住民からの情報入手に当たっては、対象以外の情報を入力することのないよう、本人の個人番号カード又は通知カード、及び番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に定めるもの（以下「身分証明書等」という。）の確認を厳格に行う。なお、申請者が代理人であっても、当該申告書等に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。</p> <p>③給与支払報告書等本人以外より提出のあった申告等情報や他市町村から回送された申告等情報について、当市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断している。なお、課税対象情報と紐付かない者は、調査を行い、他自治体での課税対象者と判明した場合は速やかに資料を回送する。（資料の紛失等回避のため、回送の履歴としてコピーを保管する。）</p> <p>2. eLTAX・国税連携システムからの入手</p> <p>当市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断している。課税対象情報と紐付かない者は、調査を行い、他市町村での課税対象者と判明した場合は速やかに他市町村へ回送する。（資料の紛失等回避のため、回送の履歴をシステム内に記録するとともに、紙へ出力して保管する。）</p> <p>3. 他部署からの入手</p> <p>対象者の宛名番号および氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達し、別人と誤ることのないよう一意性を確保した照会・回答を行う。</p> <p>4. 他市町村からの入手</p> <p>住登外課税者を課税した場合の通知（地方税法294条の3項通知）の記載内容と対象者情報を照合し、一意性に疑問がある場合は、通知元市町村への問い合わせにより確認する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1. 住民からの入手</p> <p>①住民からの申告情報の入手については、賦課に必要な情報のみを記入する様式にしており、必要な情報以外は入手しないようにしている。</p> <p>②窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、届出又は申請人が誤って不要な情報を記載することがないようにしている。</p> <p>③住民以外からの申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出させることで、必要な情報以外の情報を入手しないようにしている。</p> <p>2. eLTAX・国税連携システムからの入手</p> <p>住民がeLTAX・国税連携システムを利用する場合、賦課に必要な情報のみを入力する様式にしており、必要な情報以外は入手しないようになっている。</p> <p>3. 他部署からの入手</p> <p>①研修等により、業務に不要な個人情報の入手をしないよう周知徹底を行う。</p> <p>②書面により照会または回答を行う場合は、不要な情報を照会または回答しないよう、その都度決裁により確認する。</p> <p>4. 他市町村からの入手</p> <p>適正な書式を使用して、不要な情報を照会または回答しないよう、その都度決裁により確認する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名システム等においては、番号法及び関係主務省令で定められた事務の担当部署以外から特定個人情報へのアクセスができない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各システムにおいて権限の管理を行っており、個人住民税システムからは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないように制御している。 ・個人住民税システムでアクセス制御しており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないようにする。
その他の措置の内容	情報セキュリティポリシーに則し、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	端末使用時にユーザIDによる識別と、パスワード設定されたICカードによる認証を実施しており、個人住民税システムにおいても利用職員を特定し、個人ごとにユーザID、パスワードを付与することで不正利用が行えない対策を実施している。
アクセス権限の発効・失効の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税課長が、業務ごとにアクセスできる権限を決め、システムに反映させている。 ・人事異動等によりアクセス権限の変更を行った際は、変更した内容を帳票に出力し、アクセス権を再確認している。
アクセス権限の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	異動退職等があった際に、ユーザIDやアクセス権限を市民税課長が確認し、業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権限を変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製を行えない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長期間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託業者を選定する際、委託内容に応じて、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 契約時には本契約とは別の秘密保持契約書を取り交わし、業務従事者名簿を提出することとしている。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ID・パスワードにより制限している。 秘密保持契約を本契約とは別途締結している。 情報セキュリティポリシーの遵守を契約条件としている。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	秘密保持契約により提供を禁止している。	
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	秘密保持契約により提供を禁止している。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	消去の委託はしていない。(情報資産は秘密保持契約により返還する旨規定されている)	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> データの秘密保持に関する事項 再委託の禁止又は制限に関する事項 情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項 事故発生時における報告義務に関する事項 情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約時に委託先と秘密保持契約を締結し、その中で委託者及び再委託者が市の指示する事項について約定し、再委託者の当該事務に関する行為について委託者が全ての責任を負うことを定めている。 川口市情報セキュリティポリシーの遵守を条件としている。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	庁内連携システムでは、システムを利用する場合、どの職員がどの特定個人情報をいつ誰に対し何のために提供したかがすべて記録される仕組みとなっている。また、庁内連携システムでは、番号法及び個人情報の保護に関する法律上認められる提供以外の受付を行わないようにしている。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	「情報資産利用依頼書」の提出を受け、番号法の条文に適合しているか否かを判断し、提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	・川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律の罰則規定により措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを介してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び個人情報の保護に関する法律に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><川口市における措置> ・庁内連携システムは外部と直接接続できないようにしている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	-
	再発防止策の内容	-

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	連携はリアルタイムで行っており、異動情報は即座に置き変わる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。 ・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。 ・保存年限の過ぎた電子媒体の特定個人情報については、そのデータを消去し、電子媒体が壊れた場合は、データが復元できないようにその媒体自体を棄損して、廃棄する。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
具体的なチェック方法	<p><川口市における措置> 年1回、各部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等による運用状況を確認している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。</p>
②監査	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
具体的な内容	<p><川口市における措置> 川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
具体的な方法	<p><川口市における措置> ・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。 ・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
特記事項	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作 (手数料額、納付方法: 成費用は請求者が負担(白黒A3版までは1枚10円、その他実費相当額))
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人住民税課税ファイル
公表場所	川口市ホームページ(https://www.city.kawaguchi.lg.jp)(令和5年4月1日より掲載)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	川口市パブリック・コメント手続実施要綱に基づく意見募集を実施。 実施にあたっては、川口市の広報・ホームページに意見募集案内を掲載。期間内は、評価書(案)を広く閲覧できるよう、評価書(案)を情報政策課・市民税課・市政情報コーナーへ設置するとともに、ホームページに掲載する。
②実施日・期間	令和2年7月1日(水)～令和2年7月31日(金)の31日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	他市の事例で、市の許諾を得ず無断で他の業者に業務の一部を再委託していた事実が判明している。川口市においてもご留意願いたい。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年8月31日(月)
②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問
③結果	特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断、承認する。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

別紙Ⅲ 変更箇所一覧(令和2年度)

項目番号	位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	概要
I 基本情報				
1	I-2-システム8-事務の内容	住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)	既存住民基本台帳システム	修正 システム名を統一。
2	I-5-法令上の根拠	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの	修正 番号法の改正による修正
3	I-6-②-法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項) ・別表第2(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・23・25・28・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・47・49・50・51・53・54・55・58・59条 <p>【別表第2における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・別表第2(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 	<p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項) ・1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・16・19・20・21・22・22の3・22の4・23・24・24の2・24の3・25・26の3・27・28・31・31の2・31の3・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・43の3・43の4・44・44の2・45・47・49・49の2・50・51・53・54・55・58・59条 <p>【別表第2における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めるとされている項) ・別表第2(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 	修正 番号法の改正による修正

II 特定個人情報ファイルの概要					
4	II-3-⑦-使用部署	市民税課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター (市民税課以外は証明書の発行のみ)	市民税課、市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター (市民税課以外は証明書の発行のみ)	修正	現行の運用に合わせた変更(PIA再実施による見直し)
5	II-4-委託事項1-⑧	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に承認する。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	修正	国の記載例により記載変更
6	II-4-委託事項2-⑧	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に承認する。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	修正	国の記載例により記載変更
7	II-4-委託事項3-⑧	一部について再委託の必要がある場合は事前協議の上、委託先から再委託申請書の提出を求める。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	修正	国の記載例により記載変更
8	II-4-委託事項5-⑧	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に承認する。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	修正	国の記載例により記載変更
9	II-4-委託事項6	無し	委託内容を追加 課税資料作成等業務委託 以下略	修正	現行の運用に合わせた変更(PIA再実施による見直し)

10		Ⅱ-6-①	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	修正	国の記載例により記載変更
11		(別紙Ⅱ-5-1)	(略)	(略)	修正	番号法の改正による修正
12		(別紙Ⅱ-5-2)	(略)	(略)	修正	番号法の改正による修正
13		(別紙Ⅱ-5-3)	7 保育入所課 私立幼稚園就園奨励補助金に関する事務であって規則で定めるもの	削除	修正	番号法の改正による修正
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策						
14		Ⅲ-6-リスク1-リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 	修正	国の記載例により記載変更
15		Ⅲ-6-リスク5-リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・(略) 	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・(略) 	修正	国の記載例により記載変更

16	Ⅲ-7-リスク1-⑤-具体的な対策の内容	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 	修正	国の記載例により記載変更
17	Ⅲ-7-⑨-その内容	【ケース1】 略 【ケース2】 略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	修正	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
18	Ⅲ-7-⑨-再発防止策の内容	【ケース1】 略 【ケース2】 略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	修正	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
IV その他のリスク対策					
19	IV-1-②-具体的な内容	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 ・また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。 	追加	実際の実施状況に基づき記載。現行の運用に合わせた変更（PIA再実施による見直し）
20	IV-2-具体的な方法	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・略 ・略 	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・略 ・略 ・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。 	追加	実際の実施状況に基づき記載。現行の運用に合わせた変更（PIA再実施による見直し）
21	IV-3	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。 	修正	国の記載例により記載変更

V 開示請求、問合せ						
22		V-1-②-請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	修正	第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
23		V-1-③-手数料額、納付方法	個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は請求者が負担(1枚10円、白黒A3版まで)	個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は請求者が負担(白黒A3版までは1枚10円、その他実費相当額)	修正	詳細な説明を加えたもの。
VI 評価実施手続						
24		VI-1-①	平成27年5月26日	令和2年6月30日	修正	基礎項目評価実施日の変更(5年経過による再実施)
25		VI-2-②	平成27年7月13日(月)～平成27年8月12日(水)の31日間	令和2年7月1日(水)～令和2年7月31日(金)の31日間	修正	本再実施によるパブリックコメント実施日の変更
26		VI-2-④	－	他市の事例で、市の許諾を得ず無断で他の業者に業務の一部を再委託していた事実が判明している。川口市においてもご留意願いたい。	修正	パブリックコメント 1件
27		VI-3-①	平成27年9月1日(火)	令和2年8月31日(月)	修正	本再実施による点検日の変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 基本情報－6情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠		【別表第2における情報提供】（追加） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・23・25・28・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・47・49・50・51・53・54・55・58・59条 【別表第2における情報照会】（追加） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 基本情報－7評価実施機関における担当部署－②所属長	市民税課長 佐川 広起	市民税課長 大山 水帆	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	(別紙Ⅱ－5－2)番号法第9条第1項別表第1に定める事務	保育課	保育入所課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 基本情報－7評価実施機関における担当部署－②所属長	市民税課長 大山 水帆	市民税課長 内田 隆	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項2－⑥委託先名	株式会社日立製作所 北関東支店	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社	事後	委託先業者の名称変更によるもの、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項5－⑥委託先名	株式会社日立製作所 北関東支店	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社	事後	委託先業者の名称変更によるもの、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5特定個人情報の提供・移転－提供・移転の有無	移転を行っている（ 20 ） 件	移転を行っている（ 28 ） 件	事後	条例を根拠とする移転について記載したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5 特定個人情報の提供・移転－移転先1－①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(別紙Ⅱ－5－2を参照) 番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項 別表第1(別紙Ⅱ－5－2を参照)	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5 特定個人情報の提供・移転－移転先2	-	川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務(別紙Ⅱ－5－3を参照)	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5 特定個人情報の提供・移転－移転先2－①法令上の根拠	-	番号法第9条第2項 川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、第4条	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5 特定個人情報の提供・移転－移転先2－②提供先における用途	-	条例別表第2及び第3の第2欄に掲げる事務(別紙Ⅱ－5－3を参照)	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5 特定個人情報の提供・移転－移転先2－③提供する情報	-	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5 特定個人情報の提供・移転－移転先2－④提供する情報の対象となる本人の数	-	10万人以上100万人未満	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5 特定個人情報の提供・移転－移転先2－⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	-	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5 特定個人情報の提供・移転－移転先2－⑥移転方法	-	庁内連携システム	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5 特定個人情報の提供・移転－移転先2－⑦ 時期・頻度	-	照会を受けたら都度	事後	条例を根拠とする移転については、移転先2として別途掲載するもの
平成29年10月25日	(別紙Ⅱ－5－2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務－No.6	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の改正による別表第1の事務の変更
平成29年10月25日	(別紙Ⅱ－5－2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務－No.15	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の改正による別表第1の事務の変更
平成29年10月25日	Ⅲ リスク対策－7 特定個人情報の保管・消去－⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲ リスク対策－7 特定個人情報の保管・消去－⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	-	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。 	事後	重大事故の発生により記載するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	-	本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成30年11月15日	I 基本情報－7評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	市民税課長 内田 隆	市民税課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項4－③委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	委託先業者の変更によるもの、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項4－⑥委託先名	日本情報産業株式会社	富士ソフトサービスビューロ株式会社	事後	委託先業者の変更によるもの、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	(別紙Ⅱ－5－1) 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者-No.6	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の改正による別表第1の事務の変更
平成30年11月15日	(別紙Ⅱ－5－1) 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者-No.48	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の改正による別表第1の事務の変更
平成30年11月15日	(別紙Ⅱ－5－2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務-No.3	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の改正による別表第1の事務の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月15日	(別紙Ⅱ-5-2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務-No.13	保健センター	地域保健センター	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	(別紙Ⅱ-5-2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務-No.18	保健センター	地域保健センター	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	(別紙Ⅱ-5-3) 川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務-No.7	-	(移転先) 地域保健センター (事務) 不妊治療費助成金に関する事務であって規則で定めるもの	事後	条例の改正に伴い、追加記載するもの
平成30年11月15日	(別紙Ⅱ-5-3) 川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務-No.8	-	(移転先) 住宅政策課 (事務) 市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	事後	条例の改正に伴い、追加記載するもの
平成30年11月15日	Ⅲリスク対策-7特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。 ・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。 	<ul style="list-style-type: none"> 【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞆の中から個人所有のHDD(容量1TB)を盗まれた。 ・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル 【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分) 	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	<p>本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 	<p>【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法（鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等）について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 <p>【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。 	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
令和2年9月9日	－	別紙Ⅲ「変更箇所一覧(令和2年度)」を参照	－	事後	
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託－委託事項4-③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	100人以上500人未満	事後	委託会社の変更による人数変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託－委託事項4-⑥委託先名	富士ソフトサービスビューロ株式会社	日本情報産業株式会社	事後	委託会社の変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I 基本情報－6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※－②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】</p> <p>・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項)</p> <p>(以下略)</p> <p>【別表第2における情報照会】</p> <p>・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項)</p> <p>(以下略)</p>	<p>【別表第2における情報提供】</p> <p>・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項)</p> <p>(以下略)</p> <p>【別表第2における情報照会】</p> <p>・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項)</p> <p>(以下略)</p>	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- 提供先1・①法令上の根拠・②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和4年3月2日	III リスク対策－7 特定個人情報の保管・消去－⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	事故発生から3年経過したため記載を削除するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	<p>公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。 ・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分) 	－	事後	事故発生から3年経過したため記載を削除するもの。
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	<p>公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。 	－	事後	事故発生から3年経過したため記載を削除するもの。
令和5年3月1日	I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム1－③ほかのシステムとの接続	[○] その他(収納管理システム)	[○] その他(収納管理システム、証明書コンビニ交付システム)	事後	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更
令和5年3月1日	I 基本情報－2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム9	－	証明書コンビニ交付システム 以下略	事後	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	(別添1)事務内容	既存事務の内容を記載	コンビニ交付センター(J-LIS)を利用した税証明書のコンビニ交付について追記	事後	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更
令和5年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー6. 特定個人情報の保管・消去ー③消去方法	<p><川口市における措置> 以下略 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><川口市における措置> 以下略 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	事後	「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」(令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)(別紙3)の該当箇所に基づき、物理的破壊のみを手段とすることしたため
令和5年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策ー4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託ー情報保護管理体制の確認	<p>・外部委託業者を選定する際、委託内容に応じて、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 ・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律、川口市個人情報保護条例等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 ・契約時には本契約とは別の秘密保持契約書を取り交わし、業務従事者名簿を提出することとしている。</p>	<p>・外部委託業者を選定する際、委託内容に応じて、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 ・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 ・契約時には本契約とは別の秘密保持契約書を取り交わし、業務従事者名簿を提出することとしている。</p>	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策ー5. 特定個人情報の提供・移転ーリスク1: 不正な提供・移転ー特定個人情報の提供・移転の記録ー具体的な方法	<p>庁内連携システムでは、システムを利用する場合、どの職員がどの特定個人情報をいつ誰に対し何のために提供したかがすべて記録される仕組みとなっている。また、庁内連携システムでは、番号法及び川口市個人情報保護条例上認められる提供以外の受付を行わないようにしている。</p>	<p>庁内連携システムでは、システムを利用する場合、どの職員がどの特定個人情報をいつ誰に対し何のために提供したかがすべて記録される仕組みとなっている。また、庁内連携システムでは、番号法及び個人情報の保護に関する法律上認められる提供以外の受付を行わないようにしている。</p>	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転-リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク-その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律の罰則規定により措置を講じる。 	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転-リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に情報を提供・移転してしまうリスク-リスクに対する措置の内容	<p>庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び川口市個人情報保護条例に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。</p>	<p>庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び個人情報の保護に関する法律に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。</p>	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 以下略</p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 以下略</p>	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第2条第14項の改正に伴い、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する主体が変更になったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第2条第14項の改正に伴い、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する主体が変更になったため
令和5年3月1日	V 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-②請求方法	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	V 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-②請求方法-特記事項	-	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日～)。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月1日	V 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-④個人情報ファイル簿の公表・開示場所	[行っていない]	[行っている] 川口市ホームページ (https://www.city.kawaguchi.lg.jp) (令和5年4月1日より掲載)	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更